

筑波キングス・ガーデン 訪問介護事業所 重要事項説明書

＜令和6年4月1日現在＞

1、当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0297-24-5166(午前8時半～午後5時半まで)

担当 渡辺 喜代子 (サービス提供責任者)

2、筑波キングス・ガーデン 訪問介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

名称	筑波キングス・ガーデン 訪問介護事業所
所在地	茨城県常総市大生郷町 1818 番地 2
管理者	施設長 小川内秀樹
介護保険事業所番号	0871100061
サービスを提供する範囲	常総市・坂東市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉士	1名(1)		従業者・業務の管理	1名(1)
サービス提供責任者	介護福祉士	1名		連絡調整・訪問介護提供	1名
訪問介護員等	介護福祉士	2名	1名	訪問介護業務	3名
	初任者研修修了			訪問介護業務	
	運転手		1名	運転業務	1名

* ()内は兼務者再掲

(3) サービス提供時間帯

	通常時間帯	早朝	夜間
	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00
平日	○	○	○
土・祝日	○	○	○

サービスの内容

- 身体介護: 食事介助、排泄介助、入浴介助、更衣介助、通院・外出介助、自立支援の為の援助等。
- 生活援助: 調理、掃除、洗濯、買い物、薬の受け取り等。
(* 厚労省で定められた「直接本人の援助に該当しない行為」、「日常生活の援助に該当しない行為」、「日常的に行われる家事の範囲を超えた行為」は致しかねます。)
- 通院等のための乗車又は降車の介助
(* 介護予防のご利用者様(要支援1、要支援2)はご利用頂けません。)
- その他のサービス: 介護相談
(* 預貯金の管理や手続きの代行は致しかねます。財産に関わる援助や代行等について、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、担当ケアマネージャー等へのご相談をお勧めします。)
- 契約書別紙2に記載されている内容については、サービス提供できません。

3、利用料金

(1)利用料

介護保険給付サービスを利用する場合は、下記の自己負担額となります。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

		基本 単位数	身体介護に引き続き生活 援助を行った場合	2人の訪問介護員等 による場合
身体介護	20分未満	163	所要時間が20分から記載して25分を増すごとに+65単位 (195単位を限度)	×200/100
	20～30分未満	244		
	30分～1時間未満	387		
	1時間以上	567 (30分増毎+82単位)		
生活援助	20～45分未満	179		
	45分以上	220		
通院等乗降介助	片道1回につき	97		
緊急時 訪問介護加算	1回につき	100		
初回加算	過去2月間、訪問介護提供のない場合も算定。	200		
認知症専門ケア加算(該当時) (I):+3/日 (II):+4単位/日				
生活機能向上連携加算(該当時) (I):+100単位/日 (II):200単位/日				
口腔連携強化加算(該当時) 50単位/回(1月に1回を限度)				
認知症専門ケア加算(該当時)(I):+3単位/日 (II):4単位/日				
特定事業所加算(I):×+20/100 (II・III):+10/100 / (IV):+5/100 / (V):+3/100				
介護職員処遇改善加算(I) 基本単位及び加算の総単位数に、所定加算率13.7%を乗じた単位数。				
介護職員等特定処遇改善加算(I) 基本単位及び加算の総単位数に、所定加算率6.3%を乗じた単位数。				
介護職員等ベースアップ等支援加算 基本単位及び加算の総単位数に、所定加算率2.4%を乗じた単位数。				

* 地域区分単価(7級地)

基本単位及び加算総単位数、介護職員処遇改善加算(I)、介護職員等ベースアップ等支援加算それぞれに、1単位10.21円を乗じた金額が利用者負担金額となります。端数は切り捨てとなります

- * 基本料金に対し、早朝(6時～8時)・夜間帯(18時～22時)は、25%増。深夜帯(22時～6時)は50%増。
- * 上記料金設定の基本時間は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間が基準となります。
- * お支払いいただく金額は、負担割合によって異なります。お手持ちの介護保険負担割合証をご確認下さい。

(2) 交通費 サービスを提供する範囲内の地域にお住まいの方は無料です。

(3) キャンセル料金

ご利用の前日17時までにご連絡いただいた場合	キャンセル料発生なし
ご利用の前日17時までにご連絡いただけなかった場合	基本利用料自己負担分発生します
急病等止むを得ない理由で予定訪問1時間前までに連絡があった場合	キャンセル料発生なし

(4) その他

- ① ご利用者宅でサービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は利用者負担となります。
- ② 感染対策等に使用する個人の備品はご利用者負担となります。
- ③ 料金のお支払い方法
毎月、10日以降に前月分の請求を致します。20日以降に口座振替にて自動的にお支払い頂きます。
月末までに振替の確認が出来ない場合は現金徴収となります。領収書は翌月の請求書と合わせて発行します。指定口座は、ゆうちょ銀行となります。

4、サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

ご担当のケアマネジャーへ相談の上、電話等でお申し込み下さい。サービス開始前に事前訪問させて頂きます。利用契約を締結後に、訪問介護計画書を作成し、サービスの提供を開始となります。

(2)サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する1ヶ月前までに、文書(任意書式)で、申し出てください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに、文書にて通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
*お客様が介護保険施設等に入所した場合
*お客様の要介護認定区分が非該当(自立)、要支援1、要支援2と認定された場合。
*お客様がお亡くなりなった場合
- ④ その他
*当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、破産した場合、お客様は文書で解約を申し出通知することによって、即座にサービスを終了することができます。
*お客様がサービス利用料金を期日までにお支払いいただけなかった場合はケアマネジャーに連絡の上、お支払いが確認されるまでサービスを停止させて頂きます。
またお客様やご家族などが当事業者や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は通知することにより、ケアマネジャーに連絡の上即座にサービスを終了させて頂きたく場合がございます。

5、当事業所のサービスの特徴等

運営の方針

筑波キングス・ガーデン運営理念に基づき、下記の事項を基本方針としています。

- 1.「仕える」日々の祈りを大切に、喜んで利用者仕える。
- 2.「利用者中心」利用者中心のケアを行い、自立した生活ができるように支援する。
- 3.「尊厳」利用者の自由と尊厳を守り、ありのままにその人を受け入れ、心に寄り添う。
- 4.「連携」利用者の安全と健康を支えるため、職種間の連携を密にする。
- 5.「専門性」誰もが安心して生活できるように、専門性をもって地域社会に貢献する。

6、緊急時の対応方法

自宅訪問時、もしくは、訪問介護サービスの提供中、容体の変化等があった場合、ご家族(代理人)へ速やかに連絡いたします。必要に応じて、救急搬送の手配、発見時の状況説明等の便宜を図ります。担当ケアマネージャーへの連絡も行います。

7、その他

担当ヘルパーの変更について。ご利用者のご事情により、ヘルパーの変更を希望される場合には、事業所までご相談下さい。但し、人員体制等により、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承下さい。

8、サービス内容に関する相談・苦情

(1)当事業所の相談・苦情窓口

苦情受付担当者 渡辺喜代子(サービス提供責任者)

苦情解決責任者 小川内 秀樹(管理者)

TEL 0297-24-5139 FAX 0297-24-2491

(2)その他の相談窓口

当事業所以外に、区市町村の相談窓口・苦情窓口に相談・苦情を伝えることができます。

常総市 介護保険課 TEL 0297-23-2913

坂東市 介護福祉課 TEL 0280-88-0111

第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日程	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
② なし		

9、当事業所の概要

法人名称・代表者役職・氏名 社会福祉法人 日本キングス・ガーデン 理事長 宇都宮 和子

法人所在地 茨城県常総市大生郷町1818番地2

電話番号 0297-24-5139

事業内容 (1)第一種社会福祉事業 軽費老人ホーム(ケアハウス)、特別養護老人ホーム、障害者支援施設(常総広域障害者施設「ふれあいの社」)

(2)第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、老人介護支援センター事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(守谷市障がい者福祉センター)、一般相談支援事業、計画相談支援事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、障害者共同生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業、

(3)公益事業 居宅介護支援事業、生活支援配食サービス事業、生きがい支援デイサービス事業、生きがい支援ショートステイ事業、介護職員初任者研修事業、一般乗用旅客自動車運送事業、地域生活支援事業、特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業

上記、訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

名前		印
代理人		印

年 月 日